

## 産前産後期間の国民健康保険税の免除制度について

子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険に加入する出産（予定）被保険者<sup>※1</sup>の国民健康保険税の所得割および均等割を免除する制度が令和6年1月より始まります。免除制度を受けられる方は申請書をご提出<sup>※2、3</sup>ください。

### 対象者

国民健康保険被保険者で出産（予定）日が令和5年11月1日以降の方

### 免除期間<sup>※4</sup>

単胎妊娠出産（予定）月の前月から翌々月までの4カ月

多胎妊娠出産（予定）月の3月前から翌々月までの6カ月

### 【例】 出産（予定）日が8月1日の場合

年		令和6年											
月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 <sup>出産(予定)月</sup>	9月	10月	11月	12月
免除申請受付期間		免除申請受付期間（出産予定日の6カ月前以降） 											
免除期間	単胎妊娠							○	○	○	○		
	多胎妊娠					○	○	○	○	○	○		

※1 「出産」とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

死産・流産・早産・人工妊娠中絶の場合も対象となります。

※2 申請は出産予定日の6か月前からできます。

※3 申請書は課税課窓口にあります。（三次市ホームページからもダウンロードできます。）

※4 令和6年1月以前が産前（予定）日の場合、免除期間のうち令和6年1月以降の月分のみが免除対象です。